

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | | | |
|----------------------------|-----------|--|---------|--|
| 処 分 名 | | 学校開放施設の利用の許可 | | |
| 根拠法令及び条項 | | <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法(昭和24年法律第207号)第45条 ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条 ・スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第13条 | | |
| 所 管 部 課 名 | | 環境文化部 文化スポーツ課 | | |
| 審 査 基 準 | 関係法令等及び条項 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の確保に関する政令(昭和24年政令第34号)第3条 ・多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和39年条例第10号)第2条 ・多治見市立学校施設の開放に関する規則(平成11年教育委員会規則第2号) ・多治見市立学校の施設設備の利用に関する規則(昭和56年教育委員会規則第6号) | | |
| | 基 準 | 多治見市学校施設の開放に関する規則第10条による申請が適正になされること。 | | |
| | 設定年月日 | 平成13年9月21日 | 最終変更年月日 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間 | 総日数 1日程度(注:休日は含まない。) | | |
| | 内 訳 | 経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 1日 | | |
| | 設定年月日 | 平成13年9月21日 | 最終変更年月日 | |
| 備 考 | | | | |